

9 月 6 日（第 2 日）

9月6日（金）第2日 午前10時00分開議

出席議員

1 番	宮 下 成 美	2 番	寛 本 語
3 番	上 本 雄一郎	4 番	平 本 美 幸
5 番	美 濃 英 俊	6 番	古 居 俊 彦
7 番	長 坂 実 子	8 番	岡 野 数 正
9 番	平 川 博 之	10 番	沖 也 寸志
12 番	上 松 英 邦	13 番	吉 野 伸 康
14 番	浜 西 金 満	15 番	山 本 一 也
16 番	酒 永 光 志		

欠席議員

11 番	沖 元 大 洋
------	---------

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明 岳 周 作	副市長	土手 三生
教育長	岡 田 學	総務部長	奥 田 修三
企画部長	畑 河 内 真	危機管理監	佐 野 数博
市民生活部長	江 郷 壺 行	福祉保健部長	山 田 浩之
産業部長	高 橋 龍二	土木建築部長	西 川 貴則
教育部長	矢 野 圭一	消防長	米 田 尋幸

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	仁 城 靖雄
議会事務局次長	長 原 範幸
事務局専門員	流 田 洋充

議事日程

日程第1	一般質問	
日程第2	報告第9号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）
日程第3	報告第10号	令和5年度江田島市一般会計予算の継続費精算に関する報告について
日程第4	報告第11号	令和5年度江田島市交通船事業特別会計予算の継続費精算に関する報告について
日程第5	報告第12号	令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告について
日程第6	報告第13号	放棄した債権の報告について
日程第7	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 8	議案第 5 4 号	江田島市監査委員条例等の一部を改正する条例案について
日程第 9	議案第 5 5 号	特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 0	議案第 5 6 号	江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 1	議案第 5 7 号	江田島市税条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 2	議案第 5 8 号	江田島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 3	議案第 5 9 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 4	議案第 6 0 号	江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 5	議案第 6 1 号	江田島市防災情報システム再構築事業請負契約の締結について
日程第 1 6	議案第 6 2 号	広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について
日程第 1 7	議案第 6 3 号	市道の路線認定について
日程第 1 8	議案第 6 4 号	令和 6 年度江田島市一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 9	議案第 6 5 号	令和 6 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 0	議案第 6 6 号	令和 6 年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 1	議案第 6 7 号	令和 6 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 2	議案第 6 8 号	令和 5 年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 3	議案第 6 9 号	令和 5 年度江田島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 4	議案第 7 0 号	令和 5 年度江田島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 5	議案第 7 1 号	令和 5 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 6	議案第 7 2 号	令和 5 年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 7	議案第 7 3 号	令和 5 年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 8	議案第 7 4 号	令和 5 年度江田島市港湾管理特別会計歳入歳出決算の

		認定について
日程第 2 9	議案第 7 5 号	令和 5 年度江田島市地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 0	議案第 7 6 号	令和 5 年度江田島市宿泊施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 1	議案第 7 7 号	令和 5 年度江田島市交通船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 2	議案第 7 8 号	令和 5 年度江田島市下水道事業会計決算の認定について

開会（開議） 午前 10 時 00 分

○議長（酒永光志君） 改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員は 15 名であります。

沖元議員から欠席する旨届出がありました。

定足数に達していますので、これより令和 6 年第 3 回江田島市議会定例会 2 日目を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 一般質問

○議長（酒永光志君） 日程第 1、一般質問を昨日に引き続き行います。

一般質問の順番は、通告書の順に行います。

これより、3 番 上本議員の一般質問を行います。発言を補完するためパネル等の使用について申出がありましたので、これを許可しております。

なお、申出のあった資料の写しをお手元に配付しておりますので御参考としてください。

3 番 上本雄一郎議員。

○3 番（上本雄一郎君） おはようございます。

3 番議員、政友会の上本雄一郎です。

通告に従い、2 項目 8 点について質問いたします。

まず、特色ある島づくりを進めるための行財政改革の推進についてです。

次期の江田島市行財政大綱及び江田島市行財政経営計画の策定に向けて、現在、現大綱、計画の検証と評価が進められています。令和 7 年度を始期とする第 3 次江田島市総合計画に掲げる政策を着実に進めるには、持続可能な行財政運営を担保する周到かつ緻密な計画が不可欠であり、国・県の財源や有利な起債措置を最大限かつ積極的に活用する形での予算編成や住民本位の行政を実現する人材が求められています。

そこで、五つの点について伺います。

1、本市の財政状況に対する市長の評価と今後の見通しについて。

2、令和 7 年度予算編成方針発出に当たっての基本的な考え方について。

3、補助金、補助制度の抜本的な見直しについて。

4、現在の定員適正化計画に対する総括と次期計画の策定に向けた基本的な考え方について。

5、住民本位の行政の実現に向けた職員の育成について。

以上の 5 点です。

次の項目に移ります。

利用者目線でのホームページの再構築による情報発信の強化についてです。

コロナ禍を通じて、我が国全体としてデジタル化の取組が国際社会から大きく立ち後れている点が深刻な課題として浮上して以降、国を挙げてデジタル化の取組が加速化し

ています。

近年では、公式ＬＩＮＥの開設などＳＮＳの導入が飛躍的に進み、自治体の情報発信ツールも多様化してきています。とはいえ、やはりホームページが江田島市の情報発信に果たす役割は依然として非常に大きいと思います。地域住民に伝える情報の質や量の面のみならず、市外、県外に住まう人々の認知を獲得し、関係人口の創出につなげるという面で、自治体固有の顔たるホームページは、今日なお一つの有力な回路であると考えられます。

そこで、三つの点について伺います。

- 1、前回の大規模リニューアル以降のアクセス数の年次推移とその特徴について。
- 2、県内自治体と比較した場合の本市ホームページの現状に対する認識について。
- 3、子育て支援施策など、本市重点施策の対外的な発信の強化について。

以上、2項目8点について答弁を求めます。

○議長（酒永光志君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 失礼いたします。皆様おはようございます。本日もどうぞよろしく願いいたします。

上本議員から2項目8点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。質問項目が多岐にわたり、答弁が長くなりますので御容赦いただきたいと思います。

初めに1項目めの特色ある島づくりを進めるための行財政改革の推進についてでございます。

1点目の本市の財政状況に対する市長の評価と今後の見通しについてでございます。

本定例会で後日審議をお願いいたします令和5年度決算では、経常収支比率が97.9%となっております。令和4年度の決算の数字は97.1%でございましたから少し上昇をし、このことは財政の硬直化によって新たな政策的取組や災害等の急な事態に対応できる余裕、柔軟性が低下しているものと考えております。また、基金残高は前年度より増加し96億3,700万円となっております。市債残高は169億9,400万円で前年度より減少をしております。ちなみに合併当初の平成17年度の基金残高は53億8,700万円でございました。そして、この市債残高のうち、先ほどの169億9,400万円の市債残高のうち、約133億5,300万円は、交付税による国の措置が見込まれておりますので、市の実質負担は約36億4,100万円の見込みでございます。市債につきましても合併当初は242億円を超えて市債がございましたので、もうこの20年間でかなり改善がされているというふうに見ております。そうした意味でも、これまで取り組んできた財政改革の成果は出ているものと考えております。

しかしながら、今後人口減少による市税や交付税をはじめとした一般財源の減少や、今年度で発行期限を迎える合併特例債の有利な起債の活用ができなくなるなど、歳入の確保が厳しくなることが予想されます。

また、歳出におきましても、高齢者の増加に伴う社会保障費の増加やインフラ施設などの維持管理費、地域振興などの政策的な取組に係る費用のほか、クリーンセンターくれの更新に伴う負担金や環境センター埋立処分場の更新事業など多額の費用が見込まれ

ていることから、厳しい財政運営を迫られるものと認識をしております。

次に、2点目の令和7年度予算編成方針発出に当たっての基本的な考え方についてでございます。

令和7年度は、現在策定中の第3次江田島市総合計画の目指す姿「豊かな恵みとぬくもりでみんなが輝き活躍できるえたじま」、この実現に向けて歩み出す最初の年度でもあります。

重点的な取組として掲げる1点目の「美しい自然や地域資源等の島の豊かな恵みをみんなで大切に引き継ぐ」、2点目の「多様な人材・団体の交流やチャレンジを促し、まちの賑わい、活力を創出する」、3点目の「あたたかな人のつながりがあり、健康で安心し、幸福に暮らせる生活基盤を充実させる」、4点目の「様々な分野に新技術を積極的に取り入れ、活力の創出や暮らしの機能を確保する」という四つのテーマに基づく施策、事業の展開を基本的な考え方とする必要があると考えております。

また、「住む人も訪れる人も『ワクワクできる島』えたじま」をテーマに、これまで取り組んできた「しごとの創出」「子育てしやすい環境づくり」「健康寿命の延伸」「人のつながり・縁づくり」に関連する事業にも引き続き取り組むことが大切であると考えております。

しかしながら、本市は市税などの自主財源が少なく、国・県支出金などに依存せざるを得ない状況にあり、将来にわたって持続可能な市政運営ができるよう、限られた財源や基金を活用して歳入規模を確保しつつ、身の丈に合った予算編成に取り組んでいく必要がございます。そのため、令和7年度予算編成に当たっては、歳入を確保するためのあらゆる資源や制度を活用するとともに、既存事業の見直しを図り、歳出の削減に努めてまいります。

次に、3点目の補助金、補助制度の抜本的な見直しについてでございます。

本市では、平成22年度に補助金見直しの基本方針を定め、補助金の見直しに取り組み、令和2年度に策定した江田島市行財政経営計画におきましても各種補助金の見直しを取組項目として掲げております。これまでに、奨学金返還額への補助制度など7事業で補助金を廃止し、各種団体への補助金など20の事業で見直しを行い、5年間で約7,300万円を削減してまいりました。

しかしながら、これらの取組は、予算編成時に所管課が自ら見直しをしたものや財政課の査定段階で削減したものなど、抜本的に補助金全体を見直したと言える状況には至っておりません。

時代とともに団体の役割や事業の内容は変化してまいります。そうした変化に合わせて、補助金制度につきましても拡充や縮小、廃止などの見直しが重要となります。これからも公平で適正な補助金制度を運用していくために、引き続き見直しを図ってまいります。

次に、4点目の現在の定員適正化計画に対する総括と次期計画の策定に向けた基本的な考え方についてでございます。

本市では、地方自治法の本旨にのっとり、最少の経費で最大の効果を上げられるよう、合併以来2次にわたって定員適正化計画を策定し、職員の適正配置に取り組んでまいり

ました。現在の第2次定員適正化計画の計画期間となります平成27年度以降では、交通船事業の公設民営化をはじめ、保育施設の再編などにより、これまでに30人の職員を削減し、おおむね計画どおりの職員数となっております。

その一方で、災害や新型コロナウイルス感染症など突発的な業務や複雑多様化する行政ニーズに対応できる組織の柔軟性や専門性が課題となっております。

また、国を挙げて働き方改革や子育て支援が進められ、時間外勤務の上限規制や休暇の取得促進が導入されております。

その一方で、メンタルの不調者や早期退職者の増加などを背景に、ワーク・ライフ・バランスや職員の健康管理などの人事労務管理も求められております。このため、次期定員適正化計画では、事務事業の見直しやアウトソーシング、広域連携、DXなどを積極的に取り入れ、最少の経費で最大の効果を上げるという観点を持ちつつ、災害等をはじめ、突発的な課題に対応できる職員定数を定める必要があると考えております。

次に、5点目の住民本位の行政の実現に向けた職員の育成についてお答えします。

住民本位の行政を実現する上で大切なことは、意思決定のプロセスを広く市民の皆様に公開することをはじめ、コンプライアンスの徹底、市民が参画できる機会の確保、リスクマネジメントの強化などが上げられます。具体的には、地域活動への積極的な参加を職員に働きかけていくことや市民ワークショップ等の開催により、市民の皆様の生の声を直接聞く機会を増やしていきたい、このように考えております。

また、江田島市役所の組織風土として、市民の皆様や職員同士の距離感が近く、コミュニケーションが取りやすいといった面がある一方で、長年の慣習や伝統にとらわれて改革が受け入れにくい面があると感じております。

そのため、新たな意識改革につながる研修として、具体的なケーススタディ、事例研究やロールプレイングを取り入れたコミュニケーション研修を実施し、実質的な技術を身につけてまいります。さらに、人事評価制度を導入することで上司と部下が互いにフィードバックを積極的に行い、新しい挑戦を奨励するなど、職員のエンゲージメント、やる気の向上も図ってまいります。

続きまして、2項目目の利用者目線でのホームページの再構築による情報発信の強化についてでございます。

まず、1点目の、前回の大規模リニューアル以降のアクセス数の年次推移とその特徴についてでございます。

本市のホームページは平成25年3月に大幅なリニューアルを実施し、その後、細かな改修を重ねております。前回のリニューアルでは、より分かりやすく情報を届けることを目的に、親しみやすいデザインに一新するとともに、スマートフォンでの閲覧機能や情報更新しやすいシステムにするなど、機能性の向上を図っております。

直近3年間における一月当たりのアクセス数を申し上げますと、令和3年度は19万6,000件、令和4年度に14万9,000件、令和5年度に10万7,000件となっております。また、閲覧者の直近データでは、国内が99%となっており、そのうち72%が県外からのアクセスとなっております。

次に、2点目の県内自治体と比較した場合の本市ホームページの現状に対する認識に

ついてでございます。

本市のホームページは、平成25年のリニューアルから11年が経過しており、他の自治体と比べ若干デザインに古さが感じられるものとなっております。また、ホームページ内に4,600ページを超す情報を掲載しており、閲覧者が必要な情報にたどり着くまでの誘導経路が簡潔に整理されておらず、情報を探しにくいという課題もございます。

このため、市の情報を発信するためには、分かりやすく、使いやすいデザインや機能が求められることから、システム更新を検討すべき時期であることは認識しているところでございます。

しかしながら、事業者への聞き取りでは、現在の情報量から2,000万円程度の改修費用が必要であるとの意見を伺っておりますことから、そのタイミングにつきまして、より優先すべき事業の有無や市の財政状況などを踏まえた上で前向きに検討していきたいと考えております。

次に、3点目の子育て支援策など、本市の重点施策の対外的な発信の強化についてでございます。

情報発信の具体的な事例として、重要施策のテーマの一つである移住定住の促進については、令和3年2月に移住定住ポータルサイトh o d o h o d oを開設し、より魅力的な情報の発信に努めているところでございます。このサイトのアクセス数は毎月3万件を超えておりまして、移住者が江田島市の情報をつかむ入り口として、空き家物件の流通や移住者の増加に大きく寄与しているところでございます。こうしたことから、情報を必要とする方に適切なツールでしっかりとお伝えすることが各種施策の効果を高めることにつながるものと考えております。

そのため、ホームページの更新に当たっては、機能性の向上はもとより、直感的なデザインや情報の伝わりやすさ、さらに重点施策などのまちづくりの方向性が伝わりやすいものとする事で、利用者の皆さんにとって使いやすく、江田島市の魅力が感じられるものとなるよう構築を今後していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 上本議員。

○3番（上本雄一郎君） 市長から丁寧な御答弁をいただきました。

それでは順に再質問をいたします。

まず、特色ある島づくりを進めるための行財政改革の推進についてです。

本市の財政状況に対する市長の評価と今後の見通しについて、経常収支比率や基金残高、市債残高などの指標を基に合併当初の具体例も含めて御説明をいただきました。今後の市政運営を考える場合、後年に大規模事業に伴う多額の支出が控えるだけに、市長が言われたように、私も財政状況を楽観視できないと考えております。

では、そもそもなぜ行財政改革に取り組むのでしょうか。私なりにそれを表現するとすれば、それは特色ある島づくりを進めるためです。江田島市行財政経営計画の言葉で言うならば、まちの未来を描くために必要な重要施策や新たな課題に迅速かつ柔軟に対応していくため、それらに必要な財源や人材を確保していかなければならないからにほ

かなりません。その手段が行財政改革です。この点を再度確認いたしまして、次の点に移ります。

続いて、令和7年度予算編成方針発出に当たっての基本的な考え方について答弁をいただきました。来年度以降、新たな総合計画に基づく重点的な取組が進められようとしていること。また、これまで「住む人も訪れる人も『ワクワクできる島』えたじま」をテーマとして4本柱で取り組んできた事業にも引き続き取り組まれるとのことで安堵いたしました。これまでにまかれた種が育ち、より大きな実を結ぶよう継続的に取り組んでいただきたいと思います。

また、市単独で取り組める事業は限られますので、これまで以上に県や国に対して政策提案や要望活動を積極的に行っていただきたいと思います。

国においては、今後、従来とは異なる新たな施策が打ち出される可能性があります。本市にとって最善の形で補正予算や来年度当初予算を編成できるよう、引き続き国や県の動向には最大限アンテナを張り、情報収集に努めていただきたいと思います。

補助金、補助制度の抜本的な見直しについて答弁をいただきました。予算編成時における所管課自らの見直しや財政課査定による削減など部分的な取組にとどまっているとのことです。江田島市行財政経営計画は、6番目の実行項目として補助制度の見直しを掲げていますが、進捗状況が思わしくなく、昨年度末に工程表が組み直されております。では、修正後の工程表に沿い、令和6年度中に全庁的な取組として実施できるのか。この点を心配しております。江田島市が交付主体として補助金を出す以上、説明責任を果たし、透明性を高める取組を着実に進めることが事態打開のために必要ではないかと感じます。

市議会では多くの案件を審議いたします。先ほどの令和7年度予算編成方針発出に当たっての基本的な考え方についての市長答弁では、既存事業の見直しを図り、歳出の削減に努めると触れられましたが、この補助金制度についても見直しを図っていくとのことです。まさにそれが必要であると私も感じており、議会としてもその審議過程でしっかりとチェックしていかなければならないと考えます。

しかしながら、議会へ提出される資料、例えば今定例会に出された補正予算案も、一読する限りでは特定財源と一般財源の細かな内訳は分かりません。事業の目的や実施手法、支出用途の詳細などについては質問しなければ分からない状況にあります。事業数の多い当初予算案や決算の審査においては、なおさら把握することは容易ではありません。議会として、効率的かつ効果的な審査を行うに当たり、現在の仕組みには課題があると感じております。

従来、こうした実態に鑑みて、繰り返し議会側から事務事業評価シートを提供するよう求めてきました。去る2月定例会でも美濃議員が改めてこの点に触れられたところです。

去る8月の22日ですが、江田島市議会議会運営委員会一同は、議会運営に係る調査のため三次市議会を訪問いたしました。そのときにいただいたのがこのような資料なわけですが、三次市議会では、本市の事務事業評価シートに相当するものを決算審査のみならず当初予算案や補正予算案の審査でも活用しているとのことです。

翻って江田島市の事務事業総点検の実施は、江田島市行財政経営計画の冒頭に掲げられた実行項目ですが、補助制度の見直しと同様に進捗が危惧される状況にあります。この取組を加速化するには、去る２月定例会で美濃議員が提案されたように、まずはシートの簡素化が必要だと思います。その上で、やはり、議案審査に役立つよう議会の場に提供することこそが、より市民の理解を得ながら市政を前に進めるためにも肝要ではないかと考えます。それは事務事業総点検や補助制度の見直しに係る取組を加速化するのみならず、個々の事務事業に対する所管課の検証の精度を上げて、市役所全体として事務事業の選択と集中を進めるためにも役立つはずです。

三次市議会においては、令和２年９月定例会から、この事業別審査シートに基づく予算決算審査を始めたということです。もっとも当初は、やはり執行部側からの抵抗があったし、部局によって内容に濃淡もあったということです。しかし、元市の職員であるという三次市議会議会運営委員会の宍戸 稔委員長によれば、徐々にシート自体のブラッシュアップが図られ、今日では、職員は当然の業務としてシートの作成に当たっている。また、こうした仕組みを構築したことで、行政側の事務事業の改善にもつながり、行政側、議会側の双方にメリットがあったということです。

我が江田島市においても、執行部側がこれまで以上に補助金、補助制度の抜本的な見直しや事務事業の見直しに積極的に取り組み、市民に開かれた議会の場で審議が充実するようにするため、三次市議会のような事業別審査シートの提供を求めたい。この市制２０周年の節目を機に行政側の決断を求めたいと思うのですが、担当部長の御所見を伺います。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） まず、三次市の事業別審査シートを見させていただきました。本市の事務事業点検シートと比べまして記入項目は大きく変わりません。しかしながら見やすさとか分かりやすさの点で本当に優れているものだと感じました。現在、本市が予算要求の際に提出しております事業説明書や、決算で作成します主要施策の成果に関する報告書に記載してあります事業の目的、実施内容、成果などが分かりやすく記載されております。

これら他市町の取組を参考とさせていただき、予算決算において、議員の皆様や市民の皆様に分かりやすく説明ができるよう、様式の見直しを図ってまいります。

また、新規・拡充事業をはじめ、継続事業に係る投資的な事業や政策的な事業の審査シートにつきましては、新年度予算審査で議会に提供できるよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 上本議員。

○３番（上本雄一郎君） 非常に前向きに考えていただいているのだと受け止めました。我々審査する側の議会としては、効率的かつ効果的な審査が行えるような気がしますし、行政側の職員の皆様にとっても他部局の取組状況などが可視化されることで、恐らく風通しがよくなるのだと思います。気付きや発見、そして改善に向けた取組もおのずから生まれてくるものだと思います。引き続き、ぜひとも前向きに取組を進めて

いただくよう求めます。

次に、現在の定員適正化計画に対する総括と次期計画の策定に向けた基本的な考え方について答弁をいただきました。

江田島市誕生後の20年間で人口減少が進んだとはいえ行政面積に変わりはありません。四方を海に囲まれた島で集落は点在しています。また、時代が移り変わるにつれて、行政課題が複雑化、多様化し、国から来る新たな事務も増えています。それゆえ、住民サービスの維持や職員のスキルアップ、組織力の向上といった視点を踏まえて、慎重に検討しなければならない難しい課題と考えています。

先ほど、市長から、次期定員適正化計画では、事務事業の見直しやアウトソーシング、広域連携、DX等を積極的に取り入れ、最少の経費で最大の効果を上げるという観点を持ちつつ、災害等をはじめ突発的な課題に対応できる職員定数を定める必要があるとお答えいただきました。では、具体的にどのようなことを検討されているのか、進捗状況を含めて伺います。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） 次期定員適正化計画の検討状況、進捗状況についてのお尋ねでございます。

今年度策定の定員適正化計画につきましては、現計画の実績を踏まえ、これまでの課題を整理するとともに、県の類似団体の状況や国が示した定員モデルなどを参考にたたき台を作成している段階です。

次期計画の策定に当たりましては、市長答弁にもございましたとおり、今後の人口推計を踏まえ、最少の経費で最大の効果を上げることは当然のこと、災害等の突発的な事案に対応できる体制、それから市政の発展に必要な施策にチャレンジできる体制も整えていくことも重要であると、このように考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 上本議員。

○3番（上本雄一郎君） 分かりました。

予算規模に占める人件費の割合は大きいものがありますから、当然、財政的な視点から検討を加えることは必要と考えますし、国の示す定員モデルを参照することも不可欠だと思います。現計画の検証をしっかりと行い、今後の社会状況等の変化も考慮しながら、江田島市の目指す将来像が実現できる職員体制を示せるように、次期計画の策定に取り組んでいただきたいと思います。

次に、住民本位の行政の実現に向けた職員の育成について答弁をいただきました。

公務員の使命は住民福祉の増進にあると私も考えます。明岳市長がこれまで折々に述べられてきた言葉を借りるならば、つまりそれは、市民の喜びを増やし、悲しみを減らすことです。住民本位の行政を実現する。また、市長が言われる職員の意識改革を促し実践的スキルを培う、そのための最良の場として存在するのが議会であると考えます。しかるべき講座を受講することは、職員研修として意義深いものがあると思います。

一方で、執行機関たる行政にとって一番身近な他者、市民の代表から成る議決機関たる議会に丁寧に対応し、説明を尽くすということが最も効果的な職員研修につながるの

ではないかと考えております。

江田島市議会では、去る１２月定例会以降、審議の充実に向けた取組を進めております。明岳市長は、これまで３７年超にわたり呉市の職員として、その後は今日に至るまでの８年近くを江田島市のかじ取り役たる首長として議会に向き合ってこられました。行政のプロフェッショナルとして、呉市政及び江田島市政の真ただ中を歩んでこられた道筋で折々に議会对応をされてきたことと思います。時には難しい局面もあったのではないかと想像いたします。人口減少対策をはじめ、課題先進自治体である江田島市にあって、この島の未来を切り開くため、二元代表制の一翼をそれぞれに担う行政と議会とが、今後どのような関係を構築することが望ましいとお考えでしょうか。職員育成の場となることも踏まえながら、これまでの御経験を基に市長の御所見を伺います。

○議長（酒永光志君） 明岳市長。

○市長（明岳周作君） 執行機関たる理事者側と議決機関たる議会、それぞれ役割が異なるものの、まさに車の両輪そのものであると思っております。乗客である市民の皆様を安全に、そして安心して目的地まで運ぶため、理事者側と議会にはそれぞれ大切な機能と権限が与えられていると理解をしております。いつの時代においても、またどの自治体においても、課題を克服するために様々な判断を求められてくる場面が生じております。目指すべき目的地に向かってどのルートを選択するかどうか、私たちはこれを私たち自身で進路を決める必要がございます、最短ルートを教えてくれるカーナビというものはありません。

地方自治法には、市民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるんだと、このようにしなければならないと明記をされております。これは地方公共団体の目標でありますし、これは理事者側の私どもと、そして議会も同じであります。執行機関である理事者側と議決機関である議会は、お互いにこのことを理解した上で、我々自身で江田島市の将来像を描き、心を一つにしてその目標に向かって取り組んでいくことが責務であると思っております。

したがって、私たちは議会と決して敵対することなく、同じ目標に向かう同志であります。市民の皆様を幸せに導いていくために、お互いに理解をし合い、協力すべき一体不可分の関係であろうかと私は思っております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 上本議員。

○３番（上本雄一郎君） ありがとうございました。

これまでの御経験を基に江田島市政のさらなる前進を願って、行政側と議会側の双方にエールを送っていただいたように受け止めております。

最近しみじみと思いますのは、市政の推進に必要なのは議論ではないかということです。行政側と議会側とが共通の場にて、それぞれの立場から市民の目に見える形で議論を行い、意見を交換することが求められていると切実に感じております。そうした取組を重ねる中で、行政と議会の双方に気付きや発見が生まれるのみならず、市民の中で意見が分かれ、衆目が一致する対応を直ちに取ることが難しい案件であっても、少なくとも論点は市民の目に明らかになり、市政に対する市民の理解が深まるきっかけとなるの

ではないかと思います。今後、市民の負託により答えられる市議会となるよう私自身取り組むことを誓い、次の項目に移ります。

利用者目線でのホームページの再構築による情報発信の強化について。

初めに、前回の大規模リニューアル以降のアクセス数の年次推移とその特徴について答弁をいただきました。大規模リニューアルから11年が経過したこと、コロナ禍で一旦増加した月間アクセス数が直近3か年度で大きく減少に転じたこと、さらには7割強が県外からのアクセスということなど、よく分かりました。

ホームページの骨格や枠組みが11年間同じであるというのは、セキュリティの面でも課題があるのではないかと思います。十年一昔と言いますが、デジタルの分野ではなおさらです。アクセス解析ツール一つ取り上げてみましても、この10年間における進歩には目覚ましいものがあり、今日では、データに基づくより細やかな分析を通じて情報発信の改善を図ることができます。情報発信の在り方を絶えず検証すること、そして、改善につなげる努力をし続けること、このことの重要性を指摘して、次の点に移ります。

県内自治体と比較した場合の本市ホームページの現状に対する認識について答弁をいただきました。市長の問題意識は非常によく分かりました。本市のホームページには利用者に優しくない点があり、市の情報を対外的により効果的に発信するには、市長が言われるように、より分かりやすく、使いやすいデザインや機能性が求められると考えます。大規模改修には大きな予算が必要ですが、予算をかけずともできることはあります。ターゲットを意識し、利用者目線で情報を改めて峻別し、見やすく、分かりやすく整理することは可能です。この点をそれぞれの部局で改めて考えていただくよう求めます。

ホームページは、インターネット上で江田島市を表示する顔、あるいは身だしなみともいべき外観です。人間関係を築く上で第一印象が大事なことと同様に、関係人口を創出する上で、サイバー空間における第一印象は非常に重要です。今後の市政運営を考える上で、ホームページに係る取組の優先順位を引き上げていただくよう求めて、次の点に移ります。

子育て支援施策など、本市重点施策の対外的な発信の強化について答弁をいただきました。移住定住ポータルサイトh o d o h o d oのように、市役所本体のホームページと切り離す形で外部のコンテンツを充実させるという手法は、情報の整理やターゲットの明確化を図る上で一つの有効な取組だと考えます。従来、さとうみ科学館や市立図書館では、独自のホームページで積極的に情報発信に取り組んでいました。

また、昨年度には教育委員会及び市内小・中学校のホームページが大幅にリニューアルされたところであり、今後、教育委員会として、さらに強力に対外的な情報発信に当たられるものと期待をしております。

私が心配し、機会を逸失しているのではないかと懸念するのは、未就学児に係る本市独自の取組について対外的な情報発信が弱いという点です。恵まれた自然環境を生かし、また、本市に拠点を構える企業の皆様の御協力をいただきながら、本市ならではの取組として、特色ある保育事業や幼児プログラミング教室などを展開しているのですから、市外、県外に住まう潜在的な江田島市民、日本国内に約1億2,000万人以上いる潜

在的な江田島市民をターゲットとしてはっきりと見据えた上で、対外的な情報発信を強化することが喫緊の課題と考えます。従来、対外的な情報発信は幾らかされてきていますし、今後、h o d o h o d oをさらに活用する形で、本市の重点政策、子育てしやすい環境づくりに関わる取組をタイムリーに発信するという方策も考えられます。

しかし、今後、移住定住を呼び込むためにも、江田島市のホームページを見た子育て世代の方々が江田島市の特徴や島での暮らしぶりをよりありやかにイメージできるよう、ホームページの改善や掲載情報の整理、ホームページ訪問者が引き込まれるような工夫が求められます。

ホームページへのアクセスの7割強が県外からという実情と対外的な情報発信の重要性に鑑みて、少しずつでもできることから取り組まれたほうがよいと考えますが、御所見を伺います。

○議長（酒永光志君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） 子育て支援施策の発信に関することですので、福祉保健部からお答えをさせていただきます。

現在、子育て世帯に関する情報発信といたしましては、市ホームページ、広報紙、子育て支援アプリ母子モなどを活用して行っているところでございます。

しかしながら、対外的に本市独自の取組についての情報発信とはなっておらず、子育て支援サービスの紹介や各種イベントの開催などの情報発信が中心となっているのが現状でございます。

市では、今年度、こども計画策定に係るアンケート調査を子育て世帯の方を対象に実施をいたしました。アンケート調査結果では、子育てに関する情報の入手先として、親戚・友人・知人に続き、インターネット、SNSが上位2番目となっております。このような現状を見ましても、市内市外を問わず全般的に子育て世代に対する情報発信の見直しは必要であると考えております。

今後、関係部署と協議を重ねながら、移住定住ポータルサイトh o d o h o d oを活用するなど、対外的な情報発信も視野に入れ、本市が独自に取り組んでおります特色ある保育事業や幼児プログラミング教室などにつきましても積極的に情報発信をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 上本議員。

○3番（上本雄一郎君） 対外的な情報発信の重要性について御理解いただいていることが分かり、安心しました。

今回は特に子育て支援施策を取り上げましたので、福祉保健部長に答弁いただいたのだと思いますが、同じようなことは他の事業課にもいえます。市役所内に、広報は企画振興課の仕事という認識があるとするれば、それは改めていただかなければなりません。事業を所管する課では、多くの場合、事業着手に先立ち、ビラの作成や広報えたじまに掲載する記事の作成など広報に努めるとしています。その後、事業を実施します。これで一区切りとなっている事業課があります。しかし、これではやはり不十分ではないかと考えます。事業の実施状況や事業を通じて成し遂げられた成果の発信までを含めて一つ

の事業です。着手前の周知の取組、それに続く事業の実施、最後に成果の発信、これら一連の過程をし終えて、ようやく区切りを迎えると考えます。業務多忙であるとは思いますが、少しずつでもできることから始めていただきたいと思います。

福祉保健部が子育て支援の要の部局です。今後、新総合計画に掲げる人口指標、年間出生数１００人台の回復を成し遂げられるよう、ぜひとも力強く取組を前に進めていただくよう求めます。

以上、これまで２項目８点の質問をしてきました。現在、江田島市は人口減少局面にありますけれども、持続可能な島になるよう、定住人口、交流人口、関係人口を少しずつでも着実に増やすための取組には最大限今後も力を注いでいただきたいと思います。

この島に暮らすあらゆる市民が、新総合計画に掲げる目指す姿「豊かな恵みとぬくもりでみんなが輝き活躍できるえたじま」において、自信と誇りを持って暮らし続けられるように、また、日本全国に潜在する将来の江田島市民にこの島で暮らす魅力をしっかりとお伝えできるよう、不断の行財政改革とターゲット層を意識した対外的な情報発信の強化を求めまして、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（酒永光志君） 以上で、３番 上本議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩といたします。１１時５分まで休憩といたします。

（休憩 １０時５３分）

（再開 １１時０５分）

○議長（酒永光志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、２番 筧本議員の一般質問を行います。発言を補完するため、パネル等の使用について申出がありましたので、これを許可しております。なお、内容を補完するものではありませんので、議場配付は行っておりません。

２番 筧本 語議員。

○２番（筧本 語君） 皆様、おはようございます。

２番議員、無会派の筧本 語でございます。本日はお忙しい中、傍聴に足をお運びくださいました皆様、またインターネット中継を御覧いただいております皆様に厚くお礼申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本市は、来る１１月１日、市制施行２０周年を迎えるに当たり様々な取組を実施しており、また、予定しているものもあると思います。本市は、これらの事業を通じ、節目の年を市民の皆様と共に祝い、今後のまちづくりに向けて機運を高めることを目的としているとのことですが、さきに行われた２０周年を冠したイベントに訪れた市民の方から、既存のイベントと何が違うのか分からないや、２０周年の冠をつけているが関連性を感じないなど、疑問を抱く声を耳にいたしました。今後のまちづくりの機運を高めることを目的とするのであれば、こういった疑問の声が上がらないよう、いま一度、市民に対し各事業の目的と効果を周知する必要があると考えられます。

そこで、次の点についてお伺いします。

まず一つ目は、各事業の目的と目標、また、既に行われた取組について効果はどれほどあったのかをお伺いします。

二つ目は、市制施行20周年を祝う取組を実施したい団体に対し必要経費を補助する市民提案事業という制度があると記憶しておりますが、現状どの程度の反響があるのかをお伺いします。

以上2点について、市長の答弁を求めます。

○議長（酒永光志君） 答弁を許可します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 筧本議員から、江田島市市制施行20周年記念事業について2点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の各事業の目的と目標、効果はとのお尋ねでございます。

市制施行20周年の関連事業につきましては、講演会、コンサート、展示、集客イベントなど、行政以外の主体が主催するものも含めて17の行事を広報えたじまや市のホームページに掲載をしております。年間を通して幅広いイベントが展開をされます。その中で、10月の19日には、市制施行20周年を市民の皆様と共にお祝いすることを主たる目的といたしまして、記念式典、記念行事を実施することとしております。その他の行事につきましては、他に目的がありながら、市制施行20周年の冠による花を添えていただいて、イベント内容にも趣向を凝らして広くPR活動をしております。例えば6月に開催しました健康づくり講演会では、例年、食生活改善推進員の方を対象に講演会を開催をしておりましたが、今年度は市制施行20周年記念として、市民の皆様を対象を広げて、防災をテーマとした講演や展示のほか、健康測定を行うなど、内容を拡大して開催をいたしました。その結果、例年の参加者は約70名程度であったところ、今年は約160名の方にお越しをいただくことができました。

また、ふるさと再発見事業をはじめ、その他の行事におきましてもチラシや看板を作成する際に市制施行20周年の冠を掲げて、機運の醸成を図っているところでございます。

このように、市制施行20周年を祝う様々な取組は、それぞれのイベントが有する主たる目的に応じて内容を充実させることで、記念イベントとしてPR効果が発揮できるよう実施をしているところでございます。

次に、2点目の市民提案型の事業の状況はとのお尋ねでございます。

市制施行20周年記念市民提案事業は、市民の皆さんが主体となって、市制施行20周年を祝うイベントを企画する団体に対して経費の一部を補助する制度でございます。申請の要件といたしましては、市民の方が3名以上かつ過半数であれば、任意団体でも対象といたしております。

この補助制度の意義は、市制施行20周年記念事業が行政主導の行事だけではなく、江田島市の新たな節目に踏み出す一歩として、市民の皆様と一緒に機運醸成を高めていくことを意図して創設をしたものでございます。現在、この制度を活用し、沖美町の道路壁面にアートを描きたいという団体と、自治会からはバイオリンコンサートの開催という二つの申請がございまして、補助金の交付を決定しております。

また、江田島eスポーツクラブは、この制度を活用することなく、市制施行20周年記念の冠をつけてマリンアクティビティーの大会を開催されました。さらに、瀬戸内シ

ーライン株式会社では、記念乗船切符を企画し、日本郵便株式会社に記念切手を販売していただけることとなっております。そのほかにも、企画段階で御相談をいただいている案件もございます。

引き続き、合併以来、市制施行20周年という記念事業として、市民の皆様、団体の皆様が主体的に実施されるイベント等を支援することで、多くの方と一緒に20年の節目を祝うとともに、今後のまちづくりへの参画を喚起するものにしていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 　　算本議員。

○2番（算本 語君） 　　ただいま2点の質問に対し、丁寧な御回答ありがとうございます。

市制施行20周年を記念することを目的とする行事は、記念式典、記念行事であり、その他の取組は内容の工夫やPR活動を行いつつ、それぞれが有する主たる目的に応じ、効果を発現すべく実施していることは理解しました。

では、先ほど6月に開催した健康づくり講演会を例に、対象、内容を拡大して開催し、例年の倍以上の方に御来場いただいたのことでしたが、予算は例年と比べどの程度増額されたのでしょうか。また、その他、例年開催されている行事に市制施行20周年記念を冠したものについても併せてお答えください。

○議長（酒永光志君） 　　畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内 真君） 　　まず、健康づくり講演会についてお答えします。

こちらのほうは、例年は食生活改善推進員さんの研修会として開催されているものであり、予算額は講師謝金と旅費で約二、三万円ですね、その程度の規模でございますが、今年度は広く市民の方を対象とする企画ということで、予算としては約130万円を確保して実施しております。

その他の行事については、ちょっとたくさんあるのでかいつまんで御説明させていただきます。秋に開催予定のオータムフェスタ花火大会についてでございますが、こちらのほうは、市の予算のほうは例年どおり150万円でございますが、協賛金を例年より確保するという見込みにより県内唯一の20号玉ですね、花火玉、大きな花火玉を打ち上げる予定となっております。また、同じく秋に開催する市美展です。こちらのほうは、今年度の予算額は約260万円で、こちらのほう例年と大きくは変わらない額となっておりますが、今年度は企画としてですね、過去の大賞受賞作の展示というのも行うこととしております。また、消防出初め式についてです。こちらのほう予算額は例年同様に約110万円でございますが、今年の配布したカレンダーの11月1日の欄には市制20周年の文字を記載しております。また、今年度、来年の1月に開催されることになると思うんですけど、そちらの出初め式の内容については、今後、実行委員会において検討されると、このように伺っております。このようにですね、予算額に反映のないものもございますけど、その場合でも各行事において様々な工夫をしているところです。

なお、市が主催となって今年度特別に実施する取組、例年にはない取組としては、記念学校給食の実施、あとは特産品のPRイベント、コンサートなど五つの事業について

ホームページに掲載しているところでございます。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 筧本議員。

○2番（筧本 語君） 各行事について詳しくありがとうございました。

健康づくり講演会は例年の研修とは違った取組であることも承知いたしました。私もこのイベントには参加させていただきましたが、予算を聞いた後では、参加者の数は少し物足りない感は否めないのですが、防災食アドバイザーとして全国放送のテレビ番組などでもしばしば出演されている今泉マユ子先生による講演や先生考案の災害食が試食できるコーナーもあり、災害と食について深く学べる、まさに市制施行20周年記念だからこそできたイベントであったと感じました。

さて、先ほど市長の答弁にて、10月19日に市制施行20周年記念式典、記念行事が開催されるとありました。記念式典及び記念行事については、場所と時間、内容などは決まっているのでしょうか。

○議長（酒永光志君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内 真君） 記念式典、記念行事についてでございます。

場所については、こちら農村環境改善センターです。こちらのほうで行うこととしておりまして、時間でございますけど、記念式典、こちらのほうが午後1時から午後2時までとしております。その後の記念行事のほうが30分空けて午後2時半から午後4時までという予定としております。

こちらの内容についてでございますけど、記念式典のほうは多くの御来賓を御招待いたしますので、そういった方に御挨拶をいただくとともに、江田島市の過去と未来を表現する特別に作成する短い動画ですね、こちらのほうを2本上映する予定です。あと開会前に音楽演奏ができないかというのを現在調整しているところです。

次に、記念行事についてですけど、内容としては海上自衛隊呉音楽隊のほうに演奏をお願いしております。それと、本市出身のバレーボール選手である栗原 恵さんのトークショーというのを予定しております。

また、会場内には過去の写真等のパネル展示をするとともに記念誌を作成して、これまで市ではこんなことがあったというのが見てもらえるようにしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 筧本議員。

○2番（筧本 語君） 日時や内容についてよく分かりました。

各地で好評を得ている海上自衛隊呉音楽隊による演奏や本市出身で現在バレーボール以外でもマルチに活躍されている栗原 恵さんのトークショーが行われるとなれば、興味を持たれる方は多いと思います。この記念式典や記念行事は、市民の皆様は誰でも参加することはできるのでしょうか。

○議長（酒永光志君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内 真君） こちらのほうは記念式典、記念行事ともどなたでも参加していただくことが可能です。こちらのほうは予約も不要としておりますので、御都合が合えばぜひお越しいただければと考えております。

記念式典や記念行事の内容とかについては、今後、広報紙とかホームページとかで詳しく周知することとしております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 筧本議員。

○2番（筧本 語君） 了解しました。

せっかくの記念事業でありますので、市民の皆様に対し一層周知の徹底に努めていただきたいと思います。

続きまして、2点目の市制施行20周年記念市民提案事業についてですが、先ほどの市長答弁で制度の趣旨はおおむね理解いたしました。では、具体的にどれぐらいの数の団体にどの程度の必要経費を補助できるのか、お答えください。

○議長（酒永光志君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内 真君） 補助金制度のところですけど、まず、補助の上限額は10万円で補助率は10分の10の制度としております。どの程度の団体ということですけど、予算額としては10団体分を現在予算として確保しております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 筧本議員。

○2番（筧本 語君） 分かりました。先ほどの市長答弁では、市民の方が3名以上、かつ過半数を要する団体に対して必要経費を補助する制度で、今のところ2件に対して交付決定したとのことでした。条件の割に思いのほか少なく感じましたが、交付に至るまでの過程を教えてください。

○議長（酒永光志君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内 真君） この補助制度、すぐ申請していただくのも全然大丈夫なんですけど、補助金申請される場合によくあるのが、事前に御相談なり御連絡をいただくということがたくさんございます。それがあった際は、その際にこういった補助制度ですよという御説明を行っております。その後、持ち帰って検討されて、実際補助金を使うということで申請があったものについて交付決定を行うという。よくあるのはそういう流れとなっておりますけど、ちなみにでございますけど、これまで御相談のあった案件というのは、交付決定を行ったもの以外で7件ほどございます。こちらについては、主催される方がまだ企画内容を詰めている段階のものもございます。あとはちょっとほかの補助金制度を使うこととしたということで、この補助金を使わずに実際に事業を実施するという判断をされたものもございます。

今後は、申請がなされた案件に随時交付決定というのを行っていくことになるのですが、本制度は要件は厳しくなくて、比較的使いやすい制度であると思いますので、より多くの企画に使っていただくよう、より周知等を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 筧本議員。

○2番（筧本 語君） この市民提案事業補助金をより多くの市民の皆様にご利用いただき、市制施行20周年がさらに盛り上がればよいと考えますが、いつまで申請することができるのでしょうか。また、10月19日の市制施行20周年記念式典以降で

も申請は可能なのでしょうか。

○議長（酒永光志君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内 真君） この補助金申請は、交付決定後の実施期間ですね、主催団体が実際に交付決定後に事業されるとなると、多分ぎりぎりなのが2月いっぱいかなということで、2月末まで申請を受け付けるということとしております。冬場に適したイベントをやりたいということがあっても対応できるようにしたいなということでやっております。そういった、今年度は年間を通じて市制20周年を記念する行事がいろんな季節とか内容で開催されるようになればと考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 筧本議員。

○2番（筧本 語君） 了解しました。その辺りを含め、しっかりと周知を図っていただきたいと思います。

さて、先ほどの市長答弁の中で、定期航路の記念乗船切符や記念切手が販売されることでしたが、販売期間や限定枚数などあれば、分かる範囲でお答えください。

○議長（酒永光志君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内 真君） こちらのほうはですね、それぞれ実施主体にお伺いした内容となります。

まずは、記念の記念乗船切符ですけど、こちら瀬戸内シーライン株式会社が販売されるものでございますけど、販売時期は10月から12月までとお伺いしております。それぞれ各航路ごとに記念切符を用意されるということで、それぞれにつき500枚の販売枚数とするお伺いしております。

また、日本郵便株式会社が発売する記念切手についてでございますけど、こちらのほうは10月頃に発売したいということで取り組まれてるんですけど、まだ内容については会社の内部のほうで調整中ということでございました。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 筧本議員。

○2番（筧本 語君） 了解いたしました。

こういった記念の切手や切符は、思い出の品として長く手元に置いていただけるものだと思いますので、市民の皆様に喜んでいただけるよい取組だと感じております。

先日、大柿地区歴史資料館と江田島市学びの館にて行われたふるさと再発見事業に行って、2か所でスタンプラリーを実施し、二つそろそろノベルティーがプレゼントされるというものがありましたが、そのどれも名入れされていない一般的な文房具でした。やはりそこは、せめて江田島市市制施行20周年記念の文字を最低限入れていただけないのかなとは感じておりました。その際、ノベルティーを選んでいる親子連れが、一生懸命親子でどれがいいかって選んでいるのを見て、名入れしておいたほうがいいのではないかとつくづく感じました。そういったところを今後しっかりと十分気を配っていただきたいと思います。

さて、ここまで市制施行20周年記念事業について質問させていただきましたが、こうした取組の一つ一つに市民の皆様の関心を向けることが大切なことだと思います。そ

して、この先、30周年、40周年と無事に迎えるためにも、一人一人が本市に愛着を持ち、市民と一体となったまちづくりをしっかりと行っていただくよう切にお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（酒永光志君） 以上で、2番 筧本議員の一般質問を終わります。

これより、7番 長坂議員の一般質問を行います。発言を補完するため教育委員会から資料持込みの申出がありましたのでこれを許可しております。また、申出のあった資料の写しをお手元に配付していますので参考としてください。

7番 長坂実子議員。

○7番（長坂実子君） 皆さん、こんにちは。

7番議員、政友会の長坂実子です。傍聴にお越しの皆様、そしてインターネット配信で御視聴の皆様、ありがとうございます。

それでは通告に従いまして、1項目3点の一般質問をさせていただきます。

本市は急激な人口減少と少子高齢化により商業施設やバスや船などの公共交通、医療福祉などの住民サービス機能や地域コミュニティーの低下などが懸念されています。

人口が減少し、少子高齢社会に直面する本市が住民サービスや公共交通を維持し、子育て世代も高齢者も安心して暮らし続けていくためには、人口減少に対応したコンパクトで持続可能なまちづくりが必要と考えます。コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを進める立地適正化計画は、人口減少に対応するため、都市機能となる生活サービスの集約や居住誘導による居住区の集約など、生活機能の確保と公共交通との連携により持続可能なまちづくりをする計画です。本市の周辺市町を含め、この立地適正化計画を策定し、コンパクトで持続可能なまちづくりを進める自治体も増えております。

将来にわたる江田島市の維持、発展のため、立地適正化計画によるコンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりへの転換と若い世代の定住促進の取組強化が必要と考え、以下の3点を伺います。

1、今後10年のまちづくりビジョンである総合計画基本構想に出生数の増加を目標に掲げています。本市の出生数は近年、年々減り続け、昨年度は64人です。総合計画の目標は年間出生数を100人台への回復としてあります。どのような方向性を考えているのでしょうか。

2、若い世代の定住策としての居住環境の整備が必要です。立地適正化計画の策定についての本市のお考えを伺います。

3、若い世代の定住には、こどものよりよい教育環境が求められています。学校教育における学力向上の取組状況を伺います。

以上、1項目3点の御答弁を求めます。

○議長（酒永光志君） 答弁を許可します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 長坂議員から3点の御質問をいただきました。1点目と2点目は私からお答えをさせていただきまして、3点目につきましては教育長からお答えをさせていただきます。

まず、1点目の第3次総合計画基本構想に掲げる出生数の増加に向けた方向性についてでございます。

第3次総合計画の人口指標として、計画の最終年度となる令和16年度における年間出生数100人台の回復と社会増減ゼロの実現を目標値として掲げております。基本的な取組の方向性は、第3次総合計画の四つの重点テーマに掲げているとおり、新技術を積極的に取り入れながら島の豊かな恵みを引き継ぐこと、まちのにぎわい、活力を創出すること、幸福に暮らすことができる生活基盤を充実させることに取り組むということでございます。これによって、住みたい場所、住み続けたい場所として、また、こどもを産み育てたい場所として選択される江田島市として、子育て世代の転入促進、転出抑制など、社会増減全体の改善を図ることとしております。

こうした若い世代の社会増減の改善により、出生数のプラス効果を図りながら、こどもを産み育てる喜びが感じられる、子育てしやすい環境づくりを整備することで出生数の改善を目指してまいります。

次に、2点目の立地適正化計画の策定についての考えはとのお尋ねでございます。

立地適正化計画とは、江田島市全体のまちづくりのビジョンを示す都市計画マスタープランの目標や方針を具体的に実現するための計画でございます。この計画は、都市再生特別措置法に基づき、特定の区域内に居住機能や医療、福祉、商業、公共交通などの様々な都市機能の誘導により、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市を実現するために市町村が必要に応じて策定するアクションプランとなります。

現在、本市では都市計画マスタープランを今年度から2か年かけて策定を進めておりまして、この過程において、本市の地理的な特性や人口動態、経済活動、環境保全などを総合的に分析した上で、立地適正化計画の必要性についても検証を重ねているところでございます。特に頻発、激甚化する自然災害に対応するという視点や、国の交付金の重点配分の見直しなど、環境の変化や市街地が広がる可能性が低い本市の地理的条件などを考慮しながら検討を進めているところでございます。

今後も江田島市の持続可能な発展を目指し、若者が安心して暮らせる環境はもちろんのこと、市民の皆様と共に「豊かな恵みとぬくもりでみんなが輝き活躍できるえたじま」を実現できるよう、都市計画マスタープランの策定と併せ、立地適正化計画についても慎重に検討をしてまいります。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 岡田教育長。

○教育長（岡田 學君） 長坂議員からの3点目の質問、学校教育における学力向上の取組状況はについてお答えをさせていただきます。

江田島市教育委員会では、児童生徒の学力向上を目指し、学ぶ喜び、つながる楽しさのコンセプト、考え方の下、主体的、対話的で深い学びの実現に取り組んでいるところでございます。具体的には、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を全小・中学校の共通理念として授業改善を行っております。

例えば市内小・中学校では、自由進度学習という学習の形を一部の教科に取り入れているところがございます。自由進度学習とは、学習計画を基に、こども一人一人が自分

の学習進度で進めていく学習スタイルのことでございます。自分で学びを進めるため、自律的な学びの力を高めることができるようになって考えております。また、支援の必要なこどもは、教師による、より手厚い支援を受けることが可能になります。

また、本市独自の特色ある教育として、島っ子の特権を教育にという考え方の下、推進しておりますのが里海学習でございます。こどもたちがこの島で育ったからこそ受けられる学びがあることを誇りに思えるような新しい教育の形をつくり上げることを目的とし、海に関する人、もの、ことを資源とした学習活動、体験活動を展開しているところでございます。里海学習につきましては、本市独自の魅力ある教育の一つとして市外にもアピールをすることで、若い世代の定住促進につながるものであると考えております。

このような江田島市が進める教育につきましては、現在、江田島市の学び、学ぶ喜び、つながる楽しさと題したリーフレットにまとめ、ただいま議員の皆様にもお示しをさせていただきますけれども、併せて教育委員会ホームページに公開をしているところでございます。このリーフレットには、先ほど紹介をいたしました自由進度学習や里海学習、その他の特徴的な教育活動についても、写真を交えて紹介をさせていただいております。このリーフレットにつきましては、広く市民の皆様にも知っていただきたく9月の広報えたじまでも紹介をさせていただいているところでございます。

今後も事業改善を通じて、児童生徒の学ぶ力の向上、そして、江田島市の特色を生かした魅力ある教育の推進により、心豊かでたくましいこどもの育成に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） 市長、教育長より御答弁をいただきました。それでは、1点目より順に再質問をさせていただきます。

出生数の増加に向けた方向性は、新技術を積極的に取り入れながら島の豊かな恵を引き継ぎ、にぎわい、活力を創出し、幸福に暮らすことができる生活基盤の充実という四つの重点テーマの取組を進めて子育て世代の定住を増やし、出生数の改善を目指す方針とのことです。子育て世代の定住による出生数の増加を目指すために、子育て世代にとって生活基盤の充実の必要性についてをどのようにお考えですか。

○議長（酒永光志君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内 真君） 子育て世代についてでございます。子育て世代の方が地域で暮らすために必要な生活基盤というのは多岐にわたります。例えば両親が通勤することが可能な範囲に仕事の間というのが必要でございますし、お子さんが健やかに育つための保育・教育、そういった環境も重要となっております。

また、住居、交通、買物、医療など日常生活に必要な機能、そういったものも必要な機能であり、これらの総合的なまちづくりの結果として居住地は選択されるというものと考えております。

本市の場合、都市圏並みにこうした利便性を備えるということは困難ではございますけど、子育て世代の皆様幸せに暮らしていただくためには、島の豊かな環境を強みとして生かしつつ生活に必要な機能を整える、こうしたことが重要であろうと思っております。

ます。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） 子育て世代の定住による出生数の増加を目指すために、今言われたように、両親が通うことが可能な範囲での仕事の間があり、こどもが健やかに育つ保育・教育環境が重要。そして、住居や交通、買物、医療など生活に必要な機能を整えることが、ある程度の利便性を持つことが重要であると理解をします。これらの生活基盤を整える方向性を持ち、重点的に取り組んでいく必要があると思います。

それでは、2点目の再質問をさせていただきます。

若い世代の居住環境の整備のため、立地適正化計画が有効ではないかと思い、立地適正化計画策定についてのお考えを伺いましたところ、市長の御答弁では、現在本市の人口動態、経済活動、環境保全などを総合的に分析して立地適正化計画の必要性について検証しているとのことでした。市民のよりよい暮らしのために役立つのかしっかりと検証していただきたいと思います。中でも、特に自然災害に対応する視点や国の交付金の重点配分の見直しなどを考慮しながら検討を進めているとのことでした。

まず、自然災害に対応する視点で立地適正化計画の有効性をどのようにお考えか伺います。

○議長（酒永光志君） 西川土木建築部長。

○土木建設部長（西川貴則君） 自然災害に対応する視点で立地適正化計画の有効性をどのように考えているかということでございますけれども、立地適正化計画は、災害リスクの高い地域への新たな開発を抑制し、安全な地域へ居住や都市機能、これらの誘導を図るということで災害リスクを低減することができるというものでございます。これにより、市民の生命と財産を守るというメリットがございます。

ただ一方で、居住誘導区域では、今申し上げましたように、居住環境の向上や公共交通の確保など居住を誘導するための措置というものが講じられるということになりますけれども、区域外では、これらのサービスが現状よりも低下する可能性があるというデメリットもございます。

これらのことから、本市の地理的な特性や人口動態、そして経済活動、環境保全などを総合的に分析し、立地適正化計画の必要性について十分に検証を重ねているところでございます。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） 本市は地理的にも土砂災害危険区域などの災害危険区域も多くあります。今後はこれまで以上の自然災害が懸念されますので、本市を次の世代に受け継いでいくことも考えると、災害リスクを低減した居住環境、地域づくりを考えていかなければいけないのではないかと思います。よく御検討いただきたいと思います。

続きまして、国の交付金の重点配分の見直しを考慮して立地適正化計画の検討を進めているとのことについてお伺いします。

国の交付金の重点配分の見直しは、本市にどのように影響しますか。

○議長（酒永光志君） 西川土木建築部長。

○土木建設部長（西川貴則君） 交付金の重点配分の見直しによる影響についてでございます。

令和6年1月に国から示されました令和7年度予算における社会資本整備総合交付金の重点配分の見直し、これによれば、立地適正化計画を策定しておらず、さらにその計画の作成に向けた具体的な取組を開始していない市町村は、社会資本整備総合交付金の重点配分が行われないということが明らかになりました。この見直しによりまして、本市が立地適正化計画を策定しない場合、下水道事業や耐震化の事業の一部におきましてこの交付金の重点配分を受けることができなくなるという影響が懸念されております。

令和5年12月議会の一般質問におきまして、吉野議員から、社会資本の整備に当たり、立地適正化計画を策定することで有利な支援制度を活用し、市としての負担が軽減されるのであれば、ぜひ実施していただきたいと要望を受けているところでございます。

現在、本市では、立地適正化計画が必要な計画かどうかを検討している段階でございます。したがって、本市において重点配分の見直しがどの程度の影響を及ぼすかも併せまして、今後の国の動向を注視しながら、県とも連携を図り、適切に見極めてまいります。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） 社会資本整備重点交付金の見直しによって立地適正化計画を策定しない本市は、このままですと下水道や耐震化の事業への影響が出るとのことです。このような国の措置に厳しさを感じますけれども、一方で思いますことは、本市の下水道事業は、一般会計に依存している既に厳しい経営状況です。今後の人口減少を見据えて、コンパクトなまちづくりの中で社会資本の効率的、効果的な整備を進める必要があると思います。

吉野議員からも要望がありましたが、立地適正化計画の策定により、社会資本整備重点交付金の重点配分を受け、本市の社会資本を持続可能な形で整備を進めていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

現在、立地適正化計画の必要性について、自然災害に対応する視点で検討しているということや国の交付金の重点配分の見直しによる本市の影響を御説明いただきましたが、市民の生活スタイルという目線からも立地適正化計画の必要性の検討が必要ではないかと思います。

本市は若い世代が少なく、御高齢の方が人口の45%という少子高齢社会です。市街地の活性化、公共交通の活性化と併せて子育て、福祉や介護などの課題解決を考える、そういう視点を持っていただきたいと思いますが、各部局に情報提供や協議をするという連携はありますか。

○議長（酒永光志君） 西川土木建築部長。

○土木建設部長（西川貴則君） 先ほどの市長答弁でも申しましたように、現在、都

市計画マスタープランの策定作業を進めておりまして、その際には、立地適正化計画の必要性も判断することとしているため、この策定過程におきまして、節目で関係課の課長で協議する策定委員会及び部長以上で構成する幹部会議の場を通じて各部局との情報共有を図っていくこととしております。

また、外部の方からの意見や協議の場としまして、学識経験者、市議会議員の方、行政機関、それから住民代表で構成します都市計画審議会によりまして、幅広い視点からの意見も取り入れてまいります。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） ぜひ幅広くの意見を取り入れていただきたいんですけども、住宅課題についてですけども、本市で御高齢の方で独り暮らしの方も多くいらっしゃいますが、御高齢の方になると、アパートに入居したくても入居しづらくなります。若い世代や御高齢の方などは、幅広い世代や介護職の方からサービス付き高齢者住宅をつくってほしいというお声をいただきます。これだけ御高齢の方が増えている本市の現状を見ても、定住し、安心して暮らし続けるために高齢者を支える住宅環境の整備は必要だと思います。

また、先ほど1点目の再質問で、総合計画における子育て世代の定住促進に重要な生活基盤は、両親が通うことが可能な範囲で仕事の間と、こどもが健やかに育つ保育・教育の環境が重要との御答弁がありました。例えば船を利用する市外の子育て通勤者に向けた港周辺での子育て支援サービスや住環境の整備など、子育てしやすい環境づくりの充実も重要だと思います。

本市のような人口にあって、少子高齢社会では、生活サービスの集約と併せて高齢者や子育て世代に配慮したある程度の住居のまとまりをつくり、福祉的な視点で生活のしやすさや移動のしやすさをつくるのも安心して暮らし続けるために本市には必要だと思いますし、また、若い世代の定住促進につながっていくと思います。こうした取組に国の支援があるのも立地適正化計画の策定のメリットだと思います。ぜひ市民の生活スタイルからの課題やニーズという視点からも十分に立地適正化計画の必要性を検討していただきたいと思います。

続きまして、3点目の学校教育における学力の向上の取組状況について再質問させていただきます。

里海教育は、こどもの郷土愛やアイデンティティを育む本市独自の魅力ある教育だと思います。そうした情操教育もこどもの学力の向上もどちらも重要だと思いますが、こどもの学力の向上は本市の課題だと思います。若い世代から学校教育でのこどもの学力を重視されている面もあります。学力の向上の取組についての再質問をさせていただきます。

学習計画を基にこども一人一人が自分の学習速度で進めていく学習スタイル、自由進度学習という学習を一部の教科に取り入れているところがあるとのことでしたが、児童生徒一人一人の学力の向上に効果的であるから、今後、自由進度学習による授業改善を市内小・中学校で進めていくということだと思います。市内小・中学校でどの程度取り

入れられているのでしょうか。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） 本市の自由進度学習の取組状況について、まずは中学校から申し上げます。

令和6年度市町の学びの変革、チャレンジ加配の指定を受けた能美中学校では、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて加配教員が1人配置され、数学において、生徒が自分に合った学習方法を選択する自由進度学習の授業改善を進めております。また、大柿中学校では、数学を中心に自由進度学習を取り入れた授業改善を行い、中学校数学部会を通じて市内中学校に普及しております。

小学校では、算数、理科、国語科において単元の内容により児童が自ら目標を設定し、自分に合った学習方法を選択する主体的な学びの実現に向け、自由進度学習による授業改善を進めております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） 今年度の全国学力調査の市町村別結果によりますと、本市の小学校6年生の国語と算数、中学校3年生の国語と数学は全国平均、県平均を下回っており、県内23市町の中でも下から2番目か最下位の結果です。新聞の掲載もあり、子育て世代だけでなく市民からもこどもの学力を心配する声もあります。こうしたことから、全国学力調査の結果の課題に対する今後の取組について教えてください。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） 全国学力調査の結果の課題に対する今後の取組についてなんですけれども、調査結果がよいに越したことはありませんが、この学力調査の目的は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立て、さらにそのような取組を通じて教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することです。

本市の児童生徒がどのようなつまずき等があるかを把握し、そのつまずき等に対してどのような手だてが考えられるかを協議し、環境構成を整えたり、指導を工夫したりするよう働きかけております。

例えば校長会や教頭事務長会において、本市全体の全国学力・学習状況調査の結果について、昨年度の取組が結果につながらなかった要因は何か、4月の調査から感じた課題に対して、まずはどのような取組を実施したのか、各校の主体的、対話的で深い学びの実現に向けた取組は実現できているのかを分析し、各校の授業改善に向けて指導しております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） 先ほどは総合計画が進める若い世代の定住促進の方針において、両親が通うことが可能な範囲に仕事の間があり、こどもが健やかに育つ保育・教育の環境が重要であるとのことでしたがそのとおりだと思っています。家族で暮らす場所

を決めるときは、仕事の場所を中心として、周辺市町も含めて、これからこどもが行く小学校、中学校、その後の高校や大学進学など、こどもの教育環境は大きな要素になります。学力調査は公表されていますので、近辺市町の学校の状況を確認するのに見る人は見ます。

先日、お子様が小学校に上がる前に市外に引っ越した御家庭がありましたが、御覧になっていました。定住するのにいろいろと考えられると思いますが、学力調査結果を確認しています。

中学校3年生の保護者の方々からも御心配の声をいただいております。学校のテストのほぼ全ての科目の学年平均点が50点前後、授業でこどもたちの理解が深まっているのか心配であるし、学力調査結果を見ても、高校受験で他市町のこどもと競い合えるのか心配になるとのお話でした。

こどもの学力については関心が高く、話題になりますが、里海学習については話題に出ることがないほど、本市においてこどもの学力の向上は重大なことだと御認識していただきたいと思います。

学力の向上の取組は、安心して子育てするために必要だと思います。自由進度学習による授業改善を進めていただき、こどもの学力向上に努めていただきたいと思います。

最後になりますが、本市の人口減少、少子高齢社会の現状において、市民からは生活や公共交通の利便性向上を強く望まれており、若い世代の移住・定住にも関わってくる課題です。いかに実現するのか、本市の現状を見るとやはりコンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりが必要だと思います。さらなる検討を進めていただきたいと思います。将来にわたり持続可能な形で江田島市が維持発展するようなまちづくりをお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、7番 長坂議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。13時まで休憩いたします。

（休憩 12時02分）

（再開 13時00分）

○議長（酒永光志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 報告第9号

○議長（酒永光志君） 日程第2、報告第9号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）を議題とします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第9号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、指定された市長の専決事項の指定に基づ

きまして、和解及び損害賠償の額の決定について専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、産業部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） それでは報告第9号につきまして、議案書1ページの専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の確定について）により御説明します。

専決処分の内容及び専決処分年月日は、1ページに記載のとおりですが、詳細は専決処分書で御説明します。

2ページの専決処分書を御覧ください。

和解及び損害賠償の専決処分は令和6年8月9日に行っております。和解及び損害賠償の額の決定につきまして、1、事故の概要は、本市が発注した鹿川排水機場改修工事において、メンテナンス作業のために同排水機場の排水ポンプ本体を取り外していたところ、作業期間中に排水機能が停止していたことから、令和6年3月5日の降雨により、江田島市能美町鹿川の私有地が冠水し、同私有地に相手方が植えていた農作物に損害を与えたものです。

2、和解の相手方につきましては記載のとおりです。

3、和解の条件及び損害賠償の額につきまして、損害賠償の額は8,232円で、今後相手方との一切の債権債務がないことを確認しております。

なお、参考資料として3ページに地方自治法の根拠条文を添付しておりますので御確認ください。

今後、同様の事案が発生しないよう計画的な施設の改修に努めてまいります。

以上で、報告を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、報告第9号を終わります。

日程第3 報告第10号

○議長（酒永光志君） 日程第3、報告第10号 令和5年度江田島市一般会計予算の継続費精算に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第10号 令和5年度江田島市一般会計予算の継続費精算に関する報告についてでございます。

地方自治法第212条の規定による継続費に関しましては、議案書5ページ及び6ページのとおり精算報告書を調製しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定によりこれを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは報告第10号につきまして、議案書5ページの令和5年度江田島市一般会計継続費精算報告書により御説明をいたします。

このたびの継続費精算報告は、令和３年度から令和５年度にかけて実施しました公共施設再編整備事業費の（仮称）柿浦交流プラザ新築工事設計等業務のほか、五つの事業となります。

報告書の表を御覧ください。

２款総務費、１項総務管理費、事業名、公共施設再編整備事業費、（仮称）柿浦交流プラザ新築工事設計等業務です。全体計画の欄、年割額は、令和３年度が１，２９８万円、令和４年度が６３１万４，０００円、令和５年度が１８３万３，０００円で、合計２，１１２万７，０００円となっております。これに対し、中ほどの実績の欄、支出済額は、令和３年度が２７０万６，０００円、令和４年度が６３１万４，０００円、令和５年度が１８３万２，６００円で合計１，０８５万２，６００円でした。

次に、事業名、公共施設再編整備事業費、（仮称）大幸交流プラザ新築工事設計業務です。全体計画の欄、年割額は、令和４年度が３３３万６，０００円、令和５年度が９３万９，０００円で合計４２７万５，０００円となっております。これに対し、中ほどの実績の欄、支出済額は、令和４年度が３３３万６，０００円、令和５年度が９３万８，６００円で合計４２７万４，６００円でした。

次に、事業名、公共施設再編整備事業、（仮称）飛渡瀬交流プラザ新築事業です。全体計画の欄、年割額は、令和４年度が２億６，４０９万５，０００円、令和５年度が４，１６２万５，０００円で合計３億５７２万円となっております。これに対し、実績の欄、支出済額は、令和４年度が２億６，４０９万５，０００円、令和５年度が４，１６２万４，７００円で合計３億５７１万９，７００円でした。

６ページをお願いします。

事業名、公共施設再編整備事業、（仮称）切串交流プラザ新築事業です。全体計画、年割額は、令和４年度が３億１，９２４万６，０００円、令和５年度が３，５０４万７，０００円で合計３億５，４２９万３，０００円となっております。これに対し、支出済額は、令和４年度が３億１，６６２万２，０００円、令和５年度が３，１９０万８，６００円で合計３億４，８５３万６００円でした。

次に、事業名、交通船事業特別会計繰出金、中町宇品航路新船建造事業です。全体計画、年割額は、令和３年度が１億２，３７０万円、令和４年度が１億１，０２０万円、令和５年度が１，３５０万円、合計２億４，７４０万円となっております。これに対し支出済額は、令和３年度が１億２，３７０万円、令和４年度が１億１，０１９万９，５００円、令和５年度が１，３４９万９，５００円で、合計２億４，７３９万９，０００円でした。

最後に、３款民生費、１項児童福祉費、事業名、保育施設管理運営事業、認定こども園きりくし新築事業です。全体計画、年割額は、令和４年度が２億８，２６９万９，０００円、令和５年度が６，４３２万８，０００円で、合計３億４，７０２万７，０００円となっております。これに対しまして実績、支出済額は、令和４年度が２億８，２６９万７，２８０円、令和５年度が４，９６０万２，８２０円で合計３億３，２３０万１００円でした。

以上で、説明を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、報告第１０号を終わります。

日程第４ 報告第１１号

○議長（酒永光志君） 日程第４、報告第１１号 令和５年度江田島市交通船事業特別会計予算の継続費精算に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第１１号 令和５年度江田島市交通船事業特別会計予算の継続費精算に関する報告についてでございます。

地方自治法第２１２条の規定による継続費に関しましては、議案書８ページのとおり精算報告書を調製しましたので、地方自治法施行令第１４５条第２項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、企画部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内 真君） それでは報告第１１号につきまして、議案書８ページ、令和５年度江田島市交通船事業特別会計継続費精算報告書により御説明いたします。

この継続費精算報告は、令和３年度から令和５年度にかけて実施した交通船事業費の中町宇品航路新船建造事業１隻目の建造に係るものの１件でございます。

報告書の表を御覧ください。

１款事業費、１項事業費、事業名、交通船事業費中町宇品航路新船建造事業です。全体計画欄の年割額は、令和３年度が２億２，５００万円、令和４年度が２億１，１５０万円、令和５年度が１，３５０万円で合計４億５，０００万円でございます。

中ほどの実績欄の支出済額は、令和３年度が２億２，４９９万９，５００円、令和４年度が２億１，１５０万円、令和５年度が１，３４９万９，５００円で合計４億４，９９９万９，０００円でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、報告第１１号の報告を終わります。

日程第５ 報告第１２号

○議長（酒永光志君） 日程第５、報告第１２号 令和５年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第１２号 令和５年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、令和５年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査意見

書を付し議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは報告第12号につきまして、別冊の令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書で御説明をいたします。

報告書の1ページをお願いします。

1、令和5年度健全化判断比率報告書です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により健全化判断比率を御報告するものです。

報告する指標は4点ございます。

（1）総括表におきまして、各指標の区分ごとにその数値をお示ししております。1番目の実質赤字比率、2番目の連結実質赤字比率につきましては、赤字額がなかったことからバーで表記をしております。3番目の実質公債費比率は7.8%、4番目の将来負担比率は将来負担額がなかったことからバーで表記をしております。この四つの指標のうち、いずれか一つでも早期健全化基準以上になりますと早期健全化団体となります。

また、将来負担比率を除く三つの指標のいずれか一つでも財政再生基準以上になりますと財政再生団体となって、国の指導等によって財政健全化を行うこととなります。

2ページに実質赤字比率、3ページに連結実質赤字比率、4ページに実質公債費比率、5ページに将来負担比率の算定根拠をそれぞれお示ししております。

続きまして、6ページをお願いします。

2、令和5年度資金不足比率報告書です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率を御報告するものです。

（1）総括表におきまして区分ごとにお示しをしております。地方公営企業法適用企業では、下水道事業会計の1会計で資金不足額がありませんでしたのでバーで表記をしております。

また、地方公営企業法非適用企業では、宿泊施設事業特別会計、交通船事業特別会計及び地域開発事業特別会計の3会計で、これらの会計につきましても資金不足額がありませんでしたのでバーで表記をしております。

それぞれの会計の資金不足比率が経営健全化基準20%を超えますと、その公営企業につきまして早期健全化計画の策定、個別外部監査などのことが求められることとなります。

7ページには地方公営企業法適用企業、8ページ、9ページには地方公営企業法非適用企業の算定根拠をお示ししております。10ページには参考資料としまして、各指標の対象範囲をお示ししております。

以上で、説明を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、報告第12号の報告を終わります。

先ほど報告のあった報告第12号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告については、監査委員の意見が付されていますので、監査委員か

らの報告を求めます。

それでは、三浦代表監査委員に入場していただきます。

(代表監査委員 入場)

三浦代表監査委員、登壇願います。

○代表監査委員（三浦和英君） 監査委員の三浦でございます。どうぞよろしくお願いします。

それでは、令和５年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について御報告いたします。

令和５年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査を、去る７月２５日から８月２３日までの間、その算定の基礎となる事項を記載した書類の精査、照合を行うとともに担当職員から説明を求めて慎重に行いました。その結果、令和５年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに令和５年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、審査意見書をお手元に配付しておりますので御覧いただきますようお願いいたします。

以上、報告いたします。

○議長（酒永光志君） ここで三浦代表監査委員には退席していただきます。

(代表監査委員 退席)

これをもって、監査委員の審査意見報告を終わります。

日程第６ 報告第１３号

○議長（酒永光志君） 日程第６、報告第１３号 放棄した債権の報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第１３号 放棄した債権の報告についてでございます。

江田島市債権管理条例第２０条第１項の規定により債権を放棄しましたので、同条第２項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 西川土木建築部長。

○土木建設部長（西川貴則君） それでは報告第１３号 放棄した債権の報告について御説明をいたします。

１０ページに議案書、１１ページに参考資料を添付しております。議案書によりまして御説明いたしますので、１０ページを御覧ください。

このたびの放棄した債権の報告について、江田島市債権管理条例第２０条第１項の規

定により次のとおり債権を放棄したので、同条第２項の規定により報告するものでございます。

１、放棄した債権の名称は市営住宅使用料でございます。

２、放棄した債権の額は４２万７，００６円でございます。

３、放棄した事由は、江田島市債権管理条例第２０条第１項第２号に該当するためでございます。これは、入居者の自己破産によるものでございます。

以上で、報告第１３号の説明を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、報告第１３号の報告を終わります。

以上で、報告を終わります。

日程第７ 諮問第１号

○議長（酒永光志君） 日程第７、諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

立井尚宏さんを人権擁護委員の候補者として推薦をしたいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

立井さんは、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でございます。

以上、１件の諮問でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

本案に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

本案は、こと人事に関することでありますので、討論を省略し、直ちに起立により採決を行います。

お諮りします。

人権擁護委員候補者として立井尚宏氏を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、立井尚宏氏を適任とすることに決定いたしました。

日程第 8 議案第 5 4 号

○議長（酒永光志君） 日程第 8、議案第 5 4 号 江田島市監査委員条例等の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第 5 4 号 江田島市監査委員条例等の一部を改正する条例案についてでございます。

地方自治法の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、同法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは議案第 5 4 号につきまして御説明をいたします。

議案書 1 7 ページに改正条文を 1 8 ページ及び 1 9 ページに新旧対照表を添付しております。

このたびの改正は、地方自治法の一部改正により生じた引用条項のずれを解消するためのものです。

1 7 ページの改正条文を御覧ください。

このたび一部改正する条例は、第 1 条で江田島市監査委員条例を、第 2 条で江田島市下水道事業の設置等に関する条例を、第 3 条で江田島市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例をそれぞれ一部改正することとしております。

改正箇所につきましては 1 8 ページから 1 9 ページ新旧対照表を御覧ください。

下線でお示ししましたとおり、第 2 4 3 条の 2 の 7 を第 2 4 3 条の 2 の 8 に、第 2 4 3 条の 2 の 8 を第 2 4 3 条の 2 の 9 にそれぞれ改めるものでございます。

1 7 ページにお戻りください。

附則でございます。

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日からとなります。この施行期日は、法律の公布の日であります令和 6 年 6 月 2 6 日から起算して 2 年 6 月を超えない範囲において政令で定めることとなっております。

説明につきましては以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 55 号

○議長(酒永光志君) 日程第 9、議案第 55 号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第 55 号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

職員の不適切な事務処理に関し、市政の信頼失墜の責任を重く受け止めまして、市の管理監督の責任者である特別職の給料月額を減額するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長(酒永光志君) 奥田総務部長。

○総務部長(奥田修三君) それでは議案第 55 号につきまして御説明をいたします。

議案書 20 ページに提案理由を、21 ページに改正条文を、22 ページに新旧対照表を、23 ページに参考資料を添付しております。

23 ページの参考資料により御説明をさせていただきます。

1 の改正の趣旨です。

このたび本市職員の不適切な事務処理に関しまして、市政の信頼失墜の責任を重く受け止め、市の管理監督の責任者である特別職の給料月額を減額するものでございます。

2、減額の内容です。

市長、副市長及び教育長の１０月分の給料について、左側の表に記載しております通常の給料月額からそれぞれ１００分の１０に相当する額を減額するもので、減額後の給料月額は、右側の表に記載のとおりでございます。

３、施行期日は公布の日としております。

４、職員の不適切な処理に関する内容です。

市内小・中学校に係る空調設備更新工事及びＬＥＤ改修工事において、予算措置の手続を適正に行わなかったことにより、国からの交付金を受けることができなくなったものでございます。

５、今後の対応です。

交付金が充てられなくなった財源部分については、交付税措置のある起債を充てるなど、できるだけ有利な財源で対応いたします。なお、工事のスケジュールには影響はありません。

以上で、説明を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました、特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案については、総務文教常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は総務文教常任委員会に付託します。

日程第１０ 議案第５６号

○議長（酒永光志君） 日程第１０、議案第５６号 江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第５６号 江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

大幸交流プラザを設置するに当たり、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企画部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内 真君） それでは議案第５６号について御説明いたします。

このたびの改正は、大幸交流プラザを設置することに伴い関連条例の一部改正や廃止を行うものでございます。

議案書２５ページ、２６ページに改正条文を、２７ページから２９ページに参考資料として新旧対照表を添付しております。

まず、２７ページからの新旧対照表で御説明いたします。

新旧対照表の右側が現行、左側が改正案でございます。下線部について改正を行います。

まず、第３条の改正といたしまして、施設の名称と位置の表に大幸交流プラザを追加いたします。

次に、第６条使用料関係の別表といたしまして、こちらに大幸交流プラザを追加いたします。

また、今回の条例改正に伴い関連する条例について附則による改正を行います。これは、大幸交流プラザの設置に伴い集約対象施設を廃止することによるものでございます。

まず、附則第３項による改正です。２７ページの最下段から２８ページ中段にかけてでございます。江田島市コミュニティホーム設置及び管理条例の一部を改正し、大須コミュニティホームに関する規定を削除いたします。

次に、２８ページの中段になります附則第４項による改正です。江田島市老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正し、大須老人集会所に関する規定を削除いたします。

議案書２６ページにお戻りください。

議案書２６ページの上段１行目、２行目のところがございます附則の第２項を御覧ください。

大幸交流プラザの設置に伴い、本市の公民館として最後に残っていた大須公民館を廃止いたしますので、江田島市公民館設置及び管理条例を廃止いたします。

議案書の２５ページにお戻りください。

議案書２５ページの最終行のほうにございます附則の第１項を御覧ください。本改正条例案の施行期日は令和６年１０月１１日としております。

今回の条例改正は、地元との協議を経て実施した公共施設の再編整備に伴い、関連施設の設置、廃止等を行うものでございます。

以上で、議案第５６号の説明を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案については、総務文教常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は総務文教常任委員会に付託します。

日程第１１ 議案第５７号

○議長（酒永光志君） 日程第１１、議案第５７号 江田島市税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第５７号 江田島市税条例の一

部を改正する条例案についてでございます。

地方税法の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷吉行君） それでは議案第57号について説明します。

議案書31ページが改正条文、32ページ、33ページに新旧対照表、34ページに参考資料として説明資料を添付しております。

34ページの参考資料により改正内容について説明します。

1、改正の趣旨について。

地方税法の一部改正に伴い、寄附金税額控除の規定の整備を行います。

2、改正内容について。

公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を、寄附金税額控除の対象とする。

3、施行期日等について。

公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日とし、必要な経過措置を設けます。

以上で、説明を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました、江田島市税条例の一部を改正する条例案については、産業厚生常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第12 議案第58号

○議長（酒永光志君） 日程第12、議案第58号 江田島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第58号 江田島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてでございます。

国民健康保険法の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） それでは、議案第５８号について説明いたします。

議案書３６ページに改正条文を、３７ページに新旧対照表を、３８ページに参考資料として説明資料を添付しております。

参考資料により説明いたしますので、３８ページをお願いいたします。

１、改正の趣旨でございます。

国民健康保険法の一部が改正され、マイナンバーカードと国民健康保険被保険者証が一体化されることとなりました。これにより、市町村における国民健康保険被保険者証の交付等に係る事務が廃止されることから、所要の規定の整備等を行うものでございます。

２、改正の内容でございます。

（１）国民健康保険被保険者証の返還の求めに応じない世帯主に対して課する罰則規定を削り、当該罰則規定について必要な経過措置を設けます。

（２）法改正に伴う条項ずれ及び用語の整理をいたします。

３、施行期日は令和６年１２月２日からでございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました江田島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案については、産業厚生常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第１３ 議案第５９号

○議長（酒永光志君） 日程第１３、議案第５９号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第５９号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） それでは議案第59号について説明いたします。

議案書40、41ページに改正条文を、42、43ページに新旧対照表を、44ページに参考資料として説明資料を添付しております。

参考資料により説明いたしますので、44ページをお願いいたします。

1、改正の趣旨でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、個人番号を利用することができる事務の範囲が見直されたことに伴い、特定個人情報の庁内連携に係る規定の整理をするものでございます。

2、改正の内容でございます。

（1）生活保護法関連では、就職準備給付金の支給に関する事務を特定個人情報を庁内で連携することができる事務として追加するとともに、当該事務に関する情報を特定個人情報として位置づけるものでございます。

（2）児童手当法関連では、制度改正に伴い、特例給付の支給に関する事務を特定個人情報を庁内で連携することができる事務から削るものでございます。

3、施行期日は公布の日からでございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 6 0 号

○議長（酒永光志君） 日程第 1 4、議案第 6 0 号 江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第 6 0 号 江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

公民館運営審議会を廃止することに伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） 議案第 6 0 号 江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

4 6 ページに改正条文を、4 7 ページに新旧対照表がございます。

4 7 ページの新旧対照表で説明をいたします。

別表に、現行で公民館運営審議会委員を記載しておりましたが、改正案で公民館の廃止に伴いまして公民館運営審議会委員の欄を削るものでございます。

説明は以上です。

○議長（酒永光志君） ただいま議題となりました、江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、総務文教常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は総務文教常任委員会に付託します。

この際、暫時休憩いたします。1 4 時 5 分まで休憩いたします。

（休憩 1 3 時 5 3 分）

（再開 1 4 時 0 5 分）

○議長（酒永光志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 1 5 議案第 6 1 号

○議長（酒永光志君） 日程第 1 5、議案第 6 1 号 江田島市防災情報システム再構築事業請負契約の締結についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君）　ただいま上程されました議案第６１号　江田島市防災情報システム再構築事業請負契約の締結についてでございます。

江田島市防災情報システム再構築事業請負契約を７億９，４２０万円でエクシオグループ株式会社中国支店と締結したいので、地方自治法第９６条第１項第１号及び江田島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、危機管理監から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君）　佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君）　それでは議案第６１号　江田島市防災情報システム再構築事業請負契約の締結について御説明をいたします。

議案書の４８ページをお願いいたします。

１、契約の目的は、江田島市防災情報システム再構築事業請負契約でございます。

２、契約の方法は、公募型プロポーザルによる随意契約でございます。

３、契約金額は７億９，４２０万円で、うち消費税額及び地方消費税の額は７，２２０万円でございます。

４、契約の相手方は、広島県広島市東区若草町８番１７号、エクシオグループ株式会社中国支店でございます。

５、工期は、議会の議決を得た日の翌日から令和８年３月１０日まででございます。

次に、４９ページ、参考資料をお願いいたします。

事業の概要について御説明いたします。

１、事業名称、２、事業場所につきましては、記載のとおりでございます。

３、概要につきましては、供用開始して１３年が経過した本市防災行政無線は、機器製造の終了に伴い、今後の修繕対応が困難になることから、引き続き市民の生命、財産を守る情報を確実に伝達するため、各種機能強化を図った上での更新を行います。また、ＳＮＳ、メール等、多種多様な災害情報を迅速に発信するなどのため防災情報システムの再構築を行うものでございます。

４、主な設備内容につきましては、（１）防災行政無線、（２）防災情報システムともに記載のとおり機能強化を図った整備内容でございます。

５、事業スケジュールにつきましては、令和６年度から令和７年度の継続事業として、記載のとおりでございます。２工区に分けた整備を行い、令和８年３月以降の運用開始を予定しています。

５０ページをお願いいたします。

公募型プロポーザルの審査結果について御説明いたします。

１、工事名、２、工事場所、３、プロポーザル審査日、４、プロポーザル審査場所につきましては記載のとおりでございます。事業者を公募したところ、県内から３社の応募がありました。審査結果は表にありますとおり５００点満点中４３７点で、本市の要求内容を満たし、点数が最も高かったＡ社としていますエクシオグループ株式会社中国支店が優先交渉者となりました。

説明につきましては以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました江田島市防災情報システム再構築事業請負契約の締結については、総務文教常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって本案は、総務文教常任委員会に付託します。

日程第 1 6 議案第 6 2 号

○議長（酒永光志君） 日程第 1 6、議案第 6 2 号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第 6 2 号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議についてでございます。

広島県後期高齢者医療広域連合規約を変更することに関し、広島県後期高齢者医療広域連合と協議を行うことにつきまして、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（酒永光志君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） それでは、議案第 6 2 号について説明いたします。

本議案は、本年 1 2 月 2 日から現行の健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証に移行することに伴い、県内各市町が行う事務のうち、被保険者証の事務に係る規約の変更に関する協議を行うことについて、議決をお願いするものでございます。

議案書 5 2 ページに規約の改正条文を、5 3 ページに新旧対照表を添付しております。

新旧対照表により説明いたしますので、5 3 ページをお願いいたします。

右の欄が現行の規約、左の欄が改正案でございます。改正をいたします部分につきましては下線部分でございます。別表第 1 号、第 2 号及び第 3 号において、被保険者証及び被保険者資格証明書を資格確認書等にそれぞれ改めるものでございます。

議案書 5 2 ページにお戻りください。

附則として、この規約は令和 6 年 1 2 月 2 日から施行するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議については、産業厚生常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第 17 議案第 63 号

○議長（酒永光志君） 日程第 17、議案第 63 号 市道の路線認定についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第 63 号 市道の路線認定についてでございます。

新たに 2 路線を市道として認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（酒永光志君） 西川土木建築部長。

○土木建設部長（西川貴則君） それでは議案第 63 号につきまして御説明をいたします。

議案書 55 ページに提案理由を、56 ページ、57 ページに参考資料を添付しております。

55 ページをお願いいたします。

提案理由としましては、県による道路改良工事によりまして旧道となりました 2 路線を市道として認定するものでございます。

認定の路線及び内容等でございます。市道路線状況調書の表のうち小用 32 号線につきましては、江田島町小用地区を起終点とする延長 1,213.0 メートル、幅員が 7.0 から 9.2 メートルの路線であり、県による一般国道 487 号の道路改良工事に伴い旧道となった路線を江田島市管理道路として引き継ぎ、市道認定するものでございます。

次に、高祖 24 号線につきましては、沖美町高祖地区を起終点とする延長 886.5 メートル、幅員が 4.8 から 11.5 メートルの路線であり、県による主要地方道高田沖美江田島線の道路改良工事に伴い旧道となった路線を江田島市管理道路として引き継ぎ、市道認定するものでございます。

なお、56 ページに小用 32 号線及び高祖 24 号線の航空写真など位置図を添付しております。

以上で、議案第 63 号の説明を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました市道の路線認定については、産業厚生常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第 18 議案第 64 号

○議長（酒永光志君） 日程第 18、議案第 64 号 令和 6 年度江田島市一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第 64 号 令和 6 年度江田島市一般会計補正予算（第 3 号）でございます。

令和 6 年度江田島市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,854 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 167 億 2,047 万 3,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは議案第 64 号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書の 18、19 ページをお願いします。

初めに、歳入からです。

16 款県支出金、2 項県補助金、4 目農林水産業費県補助金は、ひろしまの森づくり事業交付金の追加に伴う増額補正です。

19 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金は、財源調整に伴う繰入金の増額補正です。

21 款諸収入、5 項 4 目雑入は、会計年度任用職員の社会保険料個人徴収金の減額補正です。

続きまして、歳出です。

このたびの歳出補正予算の主なものは、7 月の大雨に伴う災害復旧費、三高中学校閉校式に伴う費用などの補正を計上しております。

また、職員給与費につきまして、本年 4 月の人事異動等に伴う給料、職員手当などの組替え及び会計年度任用職員の雇用状況に伴う人件費の補正を各款項目において計上しております。

それでは、職員給与費関係を除く主な補正につきまして御説明をいたします。

20、21ページをお願いします。

中段の2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費は、旧江田島保育園の売却に伴う補助金返還金の増額補正です。

職員給与費が続きまして、24、25ページをお願いします。

下段の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、会計年度任用職員の社会福祉士2名を雇用する予定が1名となったことによる人件費の減額補正です。

26、27ページをお願いします。

3目老人福祉費は、介護保険（保険事業勘定）特別会計の補正に伴う繰出金の減額補正です。

28、29ページ、下段をお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、7目葬斎センター費は、葬斎センター電気工作物の点検結果に伴う更新工事費の増額補正です。

30、31ページの下段をお願いします。

2目塵芥処理費は、会計年度任用職員の配置状況に伴います人件費の増額補正です。

32、33ページの中段をお願いします。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は、地域特産物販売所の開設に伴う6次産業化地産地消推進協議会事業補助金の増額補正です。

2項林業費、2目治山事業費は、県交付金の追加交付に伴うひろしまの森づくり事業委託料の増額補正です。

3目林道事業費は、本年7月の大雨に伴う林道の倒木や崩れた土砂の撤去費用の増額補正です。

34、35ページ下段から36、37ページをお願いします。

7款1項商工費、3目観光費は、宿泊施設事業特別会計の補正に伴います繰出金の増額補正です。

職員給与費が続きまして、40、41ページ、中段をお願いします。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費は、三高中学校の統合に伴う閉校式関連費用の増額補正です。

42、43ページをお願いします。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、3目林業施設災害復旧費は、7月の大雨に伴う林道の災害復旧工事費の増額補正です。

13款諸支出金、2項1目公営企業費は、下水道事業会計の補正に伴う繰出金の増額補正及び昨年度の重点支援地方交付金で実施した水道料金減免事業の事業費の増に伴う広島県水道広域連合負担金の増額補正です。

予算書5ページにお戻りください。

第2表 債務負担行為補正です。

追加として、ふるさと交流館指定管理委託1件をお願いしております。

なお、事項別明細書44から45ページに給与費明細書、46ページに債務負担行為の支出予定額等に関する調書をお示ししております。

説明につきましては以上となります。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました令和6年度江田島市一般会計補正予算（第3号）は、総務文教常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は総務文教常任委員会に付託します。

日程第19 議案第65号

○議長（酒永光志君） 日程第19、議案第65号 令和6年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第65号 令和6年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和6年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,518万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億8,818万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） それでは議案第65号について、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

事項別明細書の50、51ページをお願いいたします。

このたびの補正予算は、4月の人事異動等に伴う職員給与費等の補正、また令和5年度事業の精算に伴う国等への返還金について予算の補正を行うものでございます。

初めに、歳入でございます。

まず、地域支援事業交付金等について。

3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金、そしてその下、7款繰入金、1項一般会計繰入金のうち2目及び3目において、それぞれ交付金や繰入金の減額補正を行っております。

52、53ページをお願いいたします。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金は、職員給与費繰入金の減額補正でございます。

8 款 1 項 1 目繰越金は、前年度繰越金の増額補正でございます。

9 款諸収入、2 項 4 目雑入は、保険料個人徴収金の減額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

5 4、5 5 ページをお願いいたします。

このたびの歳出補正予算の主なものは、昨年度、令和 5 年度事業の精算に伴う国等への返還金でございます。

また、人件費につきましては、人事異動等に伴い、給料、職員手当等の補正を各款項目において行っております。

それでは、人件費関係を除く主な補正について説明いたします。

4 款 1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金は、積立金の増額補正を行っております。

5 6、5 7 ページをお願いいたします。

7 款諸支出金、2 項償還金及び還付加算金、3 目償還金は、令和 5 年度事業の精算に伴う介護給付費負担金、地域支援事業交付金等の返還金の増額補正でございます。

なお、5 8、5 9 ページに給与費明細書をお示ししております。

説明につきましては以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました令和 6 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）は、産業厚生常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第 2 0 議案第 6 6 号

○議長（酒永光志君） 日程第 2 0、議案第 6 6 号 令和 6 年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第 6 6 号 令和 6 年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

令和 6 年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 5 3 9 万 6, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 9 4 9 万 6, 0 0 0 円とする。

第 2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、産業部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） それでは議案第66号 江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の64、65ページをお開きください。

歳入につきましては、1款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金1,539万6,000円を増額いたします。

続いて、歳入歳出補正予算事項別明細書の66、67ページをお開きください。

歳出につきましては、1款事業費、1項管理費、1目管理費、宿泊施設管理運営事業費の報償費7万2,000円、旅費2万2,000円、委託料930万2,000円、工事請負費600万円を増額いたします。この補正は、サンビーチおきみの売却に向けて必要となる土地の整理や水道施設の整備に係る費用を増額するものでございます。

説明は以上です。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました令和6年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第1号）は、産業厚生常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第21 議案第67号

○議長（酒永光志君） 日程第21、議案第67号 令和6年度江田島市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第67号 令和6年度江田島市下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 西川土木建築部長。

○土木建設部長（西川貴則君） それでは議案第67号 令和6年度江田島市下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

このたびの補正予算は、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

補正内容につきましては、別冊となっております令和6年度江田島市下水道事業会計補正予算書、こちらの8ページ及び9ページの費目別内訳書で御説明いたします。

それでは8ページを御覧ください。

（1）収益的収入及び支出の部。

まず収入についてです。

1 款下水道事業収益、1 項営業収益、3 目一般会計負担金の普及促進費負担金及びその他負担金、合わせて34万1,000円の増額、2 項営業外収益、2 目一般会計補助金の一般会計補助金を130万3,000円増額し、1 款下水道事業収益の補正予定額を合わせて164万4,000円増額補正するものでございます。

次に、支出についてです。

1 款下水道事業費用、1 項営業費用、2 目処理場費は、給料、手当等、賞与引当金繰入額、法定福利費及び退職組合負担金、合わせて49万5,000円の減額、3 目普及促進費は、賞与引当金繰入額及び法定福利費、合わせて35万1,000円の増額、4 目総係費は、給料、手当等、賞与引当金繰入額、法定福利費及び退職金退職組合負担金、合わせて174万6,000円の増額、2 項営業外費用、2 目消費税及び地方消費税は4万2,000円増額し、1 款下水道事業費用の補正予定額を合わせて164万4,000円増額補正するものでございます。

9 ページを御覧ください。

(2) 資本的収入及び支出の部。

収入についてです。

1 款資本的収入、5 項負担金、1 目一般会計負担金を2万円減額し、1 款資本的収入の補正予定額を2万円減額補正するものでございます。

続いて、支出についてです。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、2 目処理場整備費の給料、手当等、賞与引当金繰入額、法定福利費及び退職組合負担金、合わせて96万6,000円を減額補正するものでございます。

その他、3 ページから4 ページには実施計画を、5 ページにキャッシュフロー計算書、そして6 ページから7 ページに給与費明細書を掲載しております。

説明につきましては以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました令和6年度江田島市下水道事業会計補正予算（第1号）は、産業厚生常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって本案は、産業厚生常任委員会に付託します。

日程第22 議案第68号～日程第32 議案第78号

○議長（酒永光志君） 日程第22、議案第68号 令和5年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第32、議案第78号 令和5年度江田島市下水道事業会計決算の認定についてまでの11議案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま一括上程されました議案第６８号から議案第７８号までの令和５年度江田島市各会計の歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、議案第６８号で一般会計、議案第６９号で国民健康保険特別会計、議案第７０号で後期高齢者医療特別会計、議案第７１号で介護保険（保険事業勘定）特別会計、議案第７２号で介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計、議案第７３号で住宅新築資金等貸付事業特別会計、議案第７４号で港湾管理特別会計、議案第７５号で地域開発事業特別会計、議案第７６号で宿泊施設事業特別会計、議案第７７号で交通船事業特別会計、これら１０会計の歳入歳出決算を監査委員の審査意見書及び関係書類を添えて議会の認定をお願いするものでございます。

また、地方公営企業法第３０条第４項の規定により、議案第７８号で下水道事業会計決算を監査委員の審査意見書及び関係書類を添えて議会の認定をお願いするものでございます。

令和５年度の決算について予算執行が合法的になされているか、その会計処理が適正、確実に行われたかといった検証のほか、経理内容の適否、公営企業の運営等の審査に熱心に当たられました三浦代表監査委員、浜西監査委員に対しまして、深く敬意を表する次第でございます。議会におかれましては、何とぞ御理解ある御審議をいただきまして、的確なる認定を賜りますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、議案第６８号から議案第７８号までの令和５年度江田島市各会計の歳入歳出決算の認定についての提案理由といたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

本１１議案については、監査委員の意見が付されていますので、監査委員からの報告を求めます。

それでは、三浦代表監査委員に入場していただきます。

（代表監査委員 入場）

三浦監査委員、登壇願います。

○代表監査委員（三浦和英君） 令和５年度江田島市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査並びに令和５年度江田島市公営企業会計決算審査意見書について御報告いたします。

令和５年度江田島市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査につきましては、去る７月２５日から８月２３日までの間、関係諸帳簿及び証拠書類等の照査を行いました。また、令和５年度江田島市公営企業（下水道事業）会計の決算につきましては、去る６月１９日から８月２３日までの間、総勘定元帳、その他会計帳票及び関係書類、諸書類との照合など、通常実施すべき審査を慎重に行ってまいりました。

その結果、令和５年度江田島市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況並びに令和５年度江田島市公営企業会計決算は、関係諸帳簿の各計数と符合しており、非違の経理はありませんでした。

なお、審査意見書をお手元に配付しておりますので、御覧いただきますようお願いい

たします。

以上、報告をいたします。

○議長（酒永光志君）　　ここで三浦代表監査委員には退席していただきます。

（代表監査委員　退席）

以上で、監査委員の報告を終わります。

決算審査特別委員会の設置

○議長（酒永光志君）　　お諮りします。

ただいま一括議題といたしました議案第６８号　令和５年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第７８号　令和５年度江田島市下水道事業会計決算の認定についてまでの１１議案については、議会選出の監査委員を除く１５名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、各常任委員会の所管事項別に各分科会へ分割付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本１１議案は、議会選出の監査委員を除く１５名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

お諮りします。

本日の会議は、これにて散会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて散会することに決定しました。

なお、３日目は９月２７日午前１０時に開会しますので御参集願います。

本日は御苦労さまでした。

（散会　１４時４７分）